

公立大学法人滋賀県立大学オープンアクセス方針

令和8年 2月12日 研究推進委員会 承認

令和8年 3月 3日 教育研究評議会 承認

(趣旨)

1. 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また開かれた大学として、その成果を社会に還元し説明責任を果たすこと、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

2. 本方針における用語の定義は、以下に定めるところによる。
 - (1) オープンアクセスとは、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の研究成果について、学内外からの自由な閲覧を保障することをいう。
 - (2) 研究成果とは、出版社、学協会および学内各部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究者の学術情報をいう。

(研究成果の公開)

3. 本学は、研究者の研究成果を、原則として滋賀県立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(リポジトリへの登録)

4. 研究者は、研究成果について、出版社等の許諾により可能な場合は出版社版を、著者版の公開のみ許諾されている場合は著者最終稿を、共著者の同意を得たうえで、すみやかに本学に無償で提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「滋賀県立大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取扱う。

(適用の例外)

5. 著作権その他の理由でリポジトリによる公開に支障があるとの申出が研究者からあった場合、当該研究成果に対して本方針の適用を除外する。また、公開が不適切なものおよび研究公正に反するものも同様に適用を除外する。

(適用の不遡及)

6. 本方針施行前に出版された研究成果および本方針施行前に本方針と異なる内容の契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。ただし、可能な限りの公開を推奨する。

(その他)

7. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議のうえ決定する。

付 則

この方針は、令和8年 4月 1日から施行する。